

各位

富山県保育連絡協議会
会長 小島 伸也(公印略)
富山県保育士会
会長 松井 敦子(公印略)

「令和6年能登半島地震 富山県保育所(園)・認定こども園等支援カンパ事業」への
協力について(依頼)

令和6年能登半島地震により被害を受けた地域の皆様におかれましては、心よりお見舞いを申しあげます。

富山県保育連絡協議会では、富山県保育士会と連携し、今般の地震発生直後から被害情報の把握に努めてまいりました。その中で、富山県内でも県西部を中心に被災された会員施設が複数あることが分かりました。

つきましては、富山県内の被災された会員保育所等を支援するため、標記支援カンパを実施することといたしました。

下記のとおり「支援金対象」と「支援カンパ」の両方を受付したいと存じますので、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

この度の支援カンパ事業で市町村・組織別の送金件数、送金金額等の集計を行う予定はございませんので、あらかじめご了解ください。

記

1. 支援条件 ①、②の両方に該当すること。

- ① 富山県保育連絡協議会 会員
- ② 被災総額30万円以上の公立・私立の保育所(園)・認定こども園

2. 申請方法 別途案内する「全国保育協議会 災害見舞金」の申請書をご提出ください。

3. 支援カンパの送金について

- ① 法人等の組織単位、会員、個人いずれかの方法で下記口座へお振り込みください。なお、振込み手数料は各自でご負担ください。
- ② 施設給付費等から支援カンパを支出することについては、各市町村からの通知に従って取扱いくださいまようお願いします。

令和6年能登半島地震 富山県保育所(園)・認定こども園等支援カンパ事業

募集期間：令和6年2月1日(木)～令和6年2月29日(木)

金融機関：北陸銀行 県庁内支店(店番号：106)

口座番号：普通預金 4000091

口座名義：富山県保育連絡協議会(トヤマケンホイクレンラクキョウギカイ)

※本支援カンパ事業については、領収証の発行は行いません。お振込みいただいた際の「払込受領書」または、「振込票(ご利用明細)」をもって領収書に代えさせていただきます。

<本件に関するご連絡先>

富山県保育連絡協議会 事務局 担当：中出

TEL. 076-431-6727 Email: hoikukyo@room.ocn.ne.jp

令和6年能登半島地震 富山県保育所(園)・認定こども園等支援カンパ事業
実施要項

1. 目的

本事業は、名称を「令和6年能登半島地震 富山県保育所(園)・認定こども園等支援カンパ事業」(以下、支援カンパ事業)とし、令和6年1月1日に発生した富山県内の地震による災害地域における保育所等を支援することを目的とする。

2. 実施主体

支援カンパの実施主体は、富山県保育連絡協議会(以下、「県保協」という)及び富山県保育士会(以下、「県保育士会」という)とする。

3. 事務局

支援カンパの事務処理を行うため、事務局を県保協に置く。

4. 募集期間

支援カンパの期間は、令和6年2月1日から令和6年2月29日までとする。ただし、状況に応じ延長することができるものとする。

5. 支援カンパの管理

支援カンパは専用の口座を開設して管理することとする。なお、管理は県保協の他の事業と明確に区分できる方法で行うものとする。

6. 使途

支援カンパは次の事業等を主な使途とする。

- (1) 被災した保育所等の補修、再建に関わる費用
- (2) 県保協が直接実施する事業費、振込手数料等の事務に関わる経費
ただし、支援カンパ総額の5%以下とする。
- (3) その他、県保協及び県保育士会が必要と認めた事業に要する費用

7. 支援カンパの配分先

- (1) 令和6年能登半島地震の被害による被害総額30万円以上の本会会員施設。

8. 支援カンパの配分決定等

支援カンパの配分は、県保協会長副会長会議において協議し、県保育士会の承認を得たうえで決定する。

9. 事業の終了

県保協は、令和6年4月30日までに本事業を終了し、支援カンパの全額を清算する。

10. その他

本要綱に定めのない事項については、県保協会長副会長会議で協議し、県保育士会の承認を得たうえで決定する。

11. 事業に関する連絡先

富山県保育連絡協議会

〒930-0094 富山市安住町5-2-1 富山県総合福祉会館

TEL. 076-431-6727 / FAX. 076-432-6064 E-mail : hoikukyo@room.ocn.ne.jp

令和6年1月31日